

令和7年3月1日

関係団体各位

岡山市都市整備局住宅・建築部
建築指導課

空家等管理活用支援法人 募集開始のお知らせ

平素より、本市行政について、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

本市では、令和7年3月1日より、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人の募集を開始しましたので、お知らせいたします。

【制度の概要】

○目的

空家等管理活用支援法人の指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、本市の空き家対策の取組みに関して補完的な役割を果たすことで、空き家対策の推進を図ることを目的としています。

○期待する主な業務

- ・ 専門家によるワンストップでの空き家全般に関する相談対応
- ・ 行政機関や地域と連携した空き家の発生抑制に関する活動

○指定の主な要件

- ・ 本市内に事務所・営業所等の活動拠点を置いていること。
- ・ 直近2年で継続して、所有者等の依頼に応じて、不動産・法律・相続などの専門家と連携して空き家の活用・管理・相続・登記に関する活動を行っていること。

申請に際しての要件等につきましては、ホームページ及び岡山市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱をご確認下さい。なお、ご不明点等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

(<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000054636.html>)



【問い合わせ先】

岡山市 都市整備局 住宅・建築部
建築指導課 空家対策推進室（守谷、谷口）
TEL：086-803-1410
FAX：086-803-1730
MAIL：akiya@city.okayama.lg.jp